

「建学の精神に基づく各会員大学の独自性と私立大学の多様性を保証し、人類の未来に貢献する人間を育成するため基盤強化に資する。」という目的を踏まえ、日本私立大学連盟（以下、「私大連」という）が直近で行った提言・主張について紹介する。

1 留学生の入国緩和、水際対策等に関する要望

2022年2月現在、留学生の入国は、緊急を要する場合に限り緩和措置が取られている。長期間にわたる入国の制限は、教育機関に深刻な影響をもたらすだけでなく国益を損なう事態となっている。

私大連では、これまでも留学生や研究者に対する入国の緩和を要望してきた。4月の入学時期を迎えるに当たり、改めて、国際事業の担当理事である岩切正一郎 国際基督教大学学長と弦間正彦 早稲田大学理事が文科省及び自民党の文部科学部会に留学生の入国緩和と水際対策について要望した。

外国人留学生等の入国及び水際対策に関する要望

令和4年2月16日

一般社団法人日本私立大学連盟

新たな新型コロナウイルス変異株の拡大によって、新規入国に厳しい規制が取られています。留学生や研究者の入国規制が長期間続くことによる教育機関への深刻な影響は、日本の国益を損なうことにも繋がり、一日も早い制限の解除が望まれるところです。

また、緊急を要する留学生については一部受け入れが認

められておりますが、入国時に厳格な管理体制が敷かれており、多くの留学生が在籍する大学はこれに対応することが大変難しい状況です。現在の入国の管理体制は、令和3年11月における規制緩和時の対応より厳しい条件が課せられており、新型コロナウイルスの感染状況の変化やオミクロン株が及ぼす影響を踏まえた対応となっていないものと考ええます。私立大学は、留学生への質の高い教育と受け入れ体制を整備することに日々努力しているところです。しかし、このような厳格な管理体制では、水際対策の措置が全て解除されるまで留学生を受け入れられないことになってしまいう可能性もあり、強く危惧するところです。

このような状況と課題に鑑み、留学生等に関しては、下記の通り特段のご配慮をいただきたく要望いたします。

記

1. 日本の入国規制の厳格化によって、日本と世界を繋ぐ諸外国の学生や優秀な研究者たちが教育研究の場を他の国に移そうとしている。入国緩和に関しては、日本の国際交流を停滞させないよう、また更なる教育研究の

高度化を推進するためにも、留学生や研究者の受け入れを最優先に考えていただきたい。

2. 水際対策に関しては、申請手続きの簡素化・一元化をはじめ、とりわけ大学にとって対応が難しいと思われる入国時の検査で陽性判定とされた留学生の管理体制について、大学の実状を踏まえた対応としていただきませうようお願いしたい。

以上

参考

主な諸外国の留学生の
受入れ状況 (私大連調べ 2022.2)

※主な諸外国は、入国管理体制に違いはあるが留学生を積極的に受け入れている。

国等	ビザなし入国	学生ビザ発給	隔離の有無
米国	○	○	なし
イギリス	○	○	
フランス	○	○	
アイルランド	○	○(現地)	
ドバイ	○	○(現地)	
カナダ	○	○	あり
シンガポール	特定ビザ可※	○	あり
オーストラリア	○	申請可	州により
マルタ	○	○(現地)	ワクチン未接種の場合のみあり

※労働パスおよび帯同者パス(EP, スチューデントパス, DPなど)を持っている方は渡航可能

2 日本への留学生のみなさんへ (To all Japan-bound international students) 【会長メッセージ】

2020年3月、留学生に対する入国の緩和が計られたが、16万人とも言われる日本への留学生が待機状態となっている。日本で学ぶことを心待ちしている留学生の皆さんに向けて会長メッセージを発信するとともに、私大連は政府に対する緩和拡大を働きかけ続ける。

日本への留学生のみなさんへ

新型コロナウイルスの影響により、留学生のみなさんが日本に入国できない状況が長期化し、世界各国の留学生から、早く来日して、日本で学びたいとの声が増しに切実なものとなっています。

日本私立大学連盟では、留学生の入国の受入れを最優先かつ積極的に進めてほしいと、これまでも繰り返し、政府や行政機関に要望してまいりました。

この度、日本政府は、みなさんの切実な声と期待に応えようと、留学生の入国を再開する準備をしています。ただし、具体的な手続きにはまだ時間がかかっています。私たち私立大学の教職員をはじめ、みなさんと一緒に学ぶことを心待ちにしている日本の学生たちも、みなさんが来日できる日が一日も早く来ることを、大いに期待しています。みなさんのような海外からの留学生が日本で学ぶことは非常に大切に意義深いことであると、私たちは確信しておりますので、早くみなさんの来日が実現するように、引き続き日本政府に働きかけてまいります。

私立大学は、この間、オンラインを活用した科目提供はもとより、様々な交流の場を設けるなど可能な限り対応してまいりました。その一方で、日本での実体験がなく、学びの楽しみや日本の文化等を感じ取ること、そして、学生間の人間関係を構築することが難しい状況を大変危惧してまいりました。

そのような中、日本の私立大学を選んでいただいた留学生のみなさん、入国を待ち続けていただいたみなさんに心から感謝申し上げます。私立大学は一丸となつて、感染防止策を講じ、受入れの準備を進めてまいります。

私立大学は、日本の高等教育機関における約8割の留学生を受け入れています。建学の精神に基づく特色ある多様な教育を行っており、そこに集う世界各国の学生たちは、生涯にわたって国境を越えた仲間となります。

留学生のみなさん、一日も早く、キャンパスでお会いしましょう。

2022年3月3日

一般社団法人日本私立大学連盟

会長 田中愛治（早稲田大学・総長）

To all Japan-bound international students

Due to the prolonged COVID-19 pandemic, circumstances have continued to prevent international students from being able to enter Japan, and the sense of urgency in the voices of students from around the world calling to be allowed to enter the country to begin their studies has become more apparent with each passing day.

At the Japan Association of Private Universities and Colleges, we have repeatedly advocated for the government and other administrative bodies to actively facilitate and prioritize the entry of international students.

Recently, the Japanese government informed us that international students would be permitted to enter Japan in the near future, answering your urgent calls and expectations. However, it seems that it will take some time for the government to arrange all the procedures necessary to begin accepting students from overseas again. At JAPUC member institutions, not

only are the faculty and staff eagerly awaiting your arrival on our campuses but so are the students who have been looking forward to studying with all of you. We strongly believe in the importance and significance of having students from other countries come to Japan to study. Therefore, we will keep imploring the government to open our borders to all international students who wish to do so.

Throughout these challenging few years, private universities and colleges have offered online subjects, and we have endeavored to create as many opportunities for various kinds of exchange as possible. However, we have been very concerned that students have been unable to experience life in Japan for themselves, and that feeling the excitement of learning, interacting with Japanese culture and society, and forming relationships with other students have been difficult to do.

We would like to express our heartfelt gratitude to all of you who chose to study at one of Japan's private universities or colleges and have continued to wait for the opportunity to enter the country throughout this difficult time. All of us at these institutions will be working together to prepare to welcome international students while making sure to take infection prevention measures as well.

Private universities and colleges are responsible for hosting around 80 percent of all international students in Japan. Within our diverse association of institutions, each university and college offers their own unique educational opportunities based on their founding philosophy, and many of the students who come from around the world to engage with these opportunities become lifelong friends, transcending all national boundaries and borders.

We are very much looking forward to meeting all of our international students and hope to see you on our campuses as soon as possible.

March 3, 2022

Aiji Tanaka, President

Japan Association of Private Universities and Colleges

(President, Waseda University)

3

ウクライナ侵攻に関する声明

(Statement regarding Military Aggression in Ukraine)

ロシア政府によるウクライナへの侵攻によって、私たちは今、新たな悲劇を目の当たりにしています。日本私立大学連盟は、一般市民への人権侵害に強く反対し、国際社会の協力によって一日も早くこの戦闘状態が終結し、人々に平穏な日常が戻るよう願っています。

大学は、人類の未来が豊かで幸せであるために、それに貢献する学生が世界各国から集い学び合っています。ウクライナやロシアからの学生や教員のみなさんへの影響を大変心配すると同時に、断じてロシアの学生等に対する差別やヘイトがあってはならないことだと考えています。

私立大学は、ウクライナやロシアからの学生や教員のみなさんが、安心して教育研究を継続できるよう全力で努力します。

2022年3月3日

一般社団法人日本私立大学連盟

We are currently witnessing a new tragedy arising from the Russian government's military aggression in Ukraine. The Japan Association of Private Universities and Colleges stands firmly against the killing of civilians and violations of human rights, and we hope that through the cooperation of the international community, a return to peace and normalcy can be achieved as soon as possible.

Universities provide a venue for students from across the world to come together to learn in order to contribute to a rich and bright future for humanity. We are deeply concerned about the impact this conflict will have on our students and faculty from Ukraine and Russia. At the same time, we believe it is important to object to any and all discrimination and hate directed at the Russian members of our community.

All of us at Japan's private universities and colleges will do everything we can to ensure that our students and faculty from Ukraine and Russia will be able to continue their education and research with safety and security.

March 3, 2022

Japan Association of Private Universities and Colleges

4 学校法人ガバナンス改革に関する考え方

学校法人ガバナンス改革に関する考え方

令和4年3月4日

全私学連合

令和4年度に予定されている私立学校法の改正においては、私立学校の公共性と独自性を踏まえた適切な法改正となるよう、全私学連合共通のガバナンス改革に関する基本的考えを以下の通りとする。

私立学校は大学から幼稚園に至る各学校種段階において、それぞれ多様な教育を提供し、わが国の公教育の発展に寄与してきた。日本における公教育の重要な部分を担ってきた私立学校を設置する学校法人は、自らのガバナンスをより透明性の高いものとしなければならない。同時に、学校法人のガバナンスの実質化を図るためには、文部科学大臣所轄の大学・専門職大学・短期大学と都道府県知事所轄の高校、中学、小学校、幼稚園、各種専門学校の違いや、各学校種における規模の違い（以下「所轄や規模の違い」という）など、私立学校現場の実情を考慮することが必要である。

1. 理事会の機能・役割は学校法人の運営に関する最終意思決定（政策立案）とその執行であることを確認する。
2. 評議員会は理事会の諮問機関であることを原則とする。そのうえで評議員会の機能・役割として、万が一理事会や監事が機能しない非常時においては、評議員会が理事会に対する牽制機能を発揮することができるよう、評議員会は理事会の業務をチェックし、時には協力し、時には監視する。
3. 理事と評議員の兼務は禁止、評議員数の下限を引き下げる。ただし、評議員であった者が理事職に就くことは妨げない。同時に、理事職であった者が評議員になることも妨げない。また、役員近親者の就任及び教

職員の兼任は一定上限まで認めることとし、所轄や規模の違いなど、私立学校現場の実情を考慮して定めるべきである。

4. 理事と評議員の人数、理事と評議員の選任方法については、所轄や規模の違いなど、私立学校現場の実情を考慮して定めるべきである。

5. 監事は学校法人の業務監査の一環として、理事会とともに評議員会の業務についても監査し、不適切な意思決定や行為がなされていると判断した場合には、是正勧告を出すこととする。

なお、学校法人が正常に機能していないなどの異常事態が発生した場合の対応として、以下の措置が必要であらう。

○ 理事に法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生した場合、もしくは監事による理事会への是正勧告に理事会が従わないなど理事会が自浄作用を発揮出来ない場合には、評議員会が理事長または理事、もしくはその双方を解任する権限を認める。

○ 評議員に法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生した場合、もしくは監事による評議員会への是正勧告に評議員会が従わないなど評議員会が自浄作用を発揮出来ない場合には、理事会が評議員会の議長または評議員、もしくはその双方を解任する権限を認める。

○ 法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生しているにも関わらず、監事が理事会や評議員に是正勧告を出せないなど、監事機能が不全に陥っている際には、理事会あるいは評議員会から監事に対して辞任勧告を行うことができることとする。

以上